

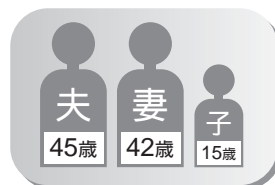
目次

遺族年金の種類にもいろいろある	2
遺族基礎年金の給付条件は18歳未満の子がいること	4
夫が受給するはずだった老齢基礎年金が妻へ	6
遺族年金を受け取れない遺族には死亡一時金	7
サラリーマンの夫が死亡したら遺族厚生年金が受けられる	8
子のない妻には、一律59万6000円の加算がある	10
65歳になると中高齢の加算にかわり、経過的寡婦加算に	11
CASE1 世帯主が死亡のときの遺族年金	
・ サラリーマン サラリーマン家庭の有田さんの場合	12
・ 自営業 大工をしている上田さんの場合	14
・ サラリーマン 若いサラリーマン家庭の増田さんの場合	16
・ 自営業 若くして家業を継いだ中村さんの場合	18
・ 自営業 レストランを開店した野村さんの場合	20
・ 自営業 コンビニを経営している田中さんの場合	22
・ 自営業 実家の鮮魚店を手伝う山田さんの場合	24
・ 自営業 15年勤めた会社を退職した坂本さんの場合	26
・ 退職(サラリーマン) すでに年金を受給している安藤さんの場合	28
・ 退職(自営業) すでに年金を受給している川村さんの場合	29
・ 自営業 念願の料理店を開店した鈴木さんの場合	30
CASE2 配偶者が死亡のときの遺族年金	
・ 専業主婦 専業主婦で勤務経験のない佐藤さんの場合	31
・ OL OLとして働いていた高井さんの場合	32
CASE3 子が死亡のときの遺族年金	
・ サラリーマン 大学卒業後、就職した小西さんの場合	34
CASE4 再婚すると遺族年金はどうなる？	
・ 専業主婦 夫の死後、子連れで再婚した高橋さんの場合	36
CASE5 実家に帰ると遺族年金はどうなる？	
・ 専業主婦 夫の死後、実家に帰った福田さんの場合	37
CASE6 未入籍の夫婦の遺族年金は？	
・ サラリーマン 内縁のまま結婚生活を送っていた石田さんの場合	38
平成17年度経過措置一覧表	40

CASE 1 世帯主が死亡のときの遺族年金

レストランを開店した野村さんの場合

野村さんは現在45歳。脱サラして弟と一緒にレストランを開店。厚生年金には15年間しか加入していませんし、保険料を納付していない20歳以上の学生期間が3年あります。独立後は国民年金に7年加入しています。妻は42歳で、15歳の子がいます。



夫(45歳) 厚生年金15年加入
国民年金加入後7年目に死亡(学生のカラ期間3年)
妻(42歳) 専業主婦
子(15歳) 1人

厚生年金加入期間180月(総報酬前180月)
総報酬前平均標準報酬月額 35万円

死亡

世帯主

受取人

配偶者

配偶者の受給できる遺族年金

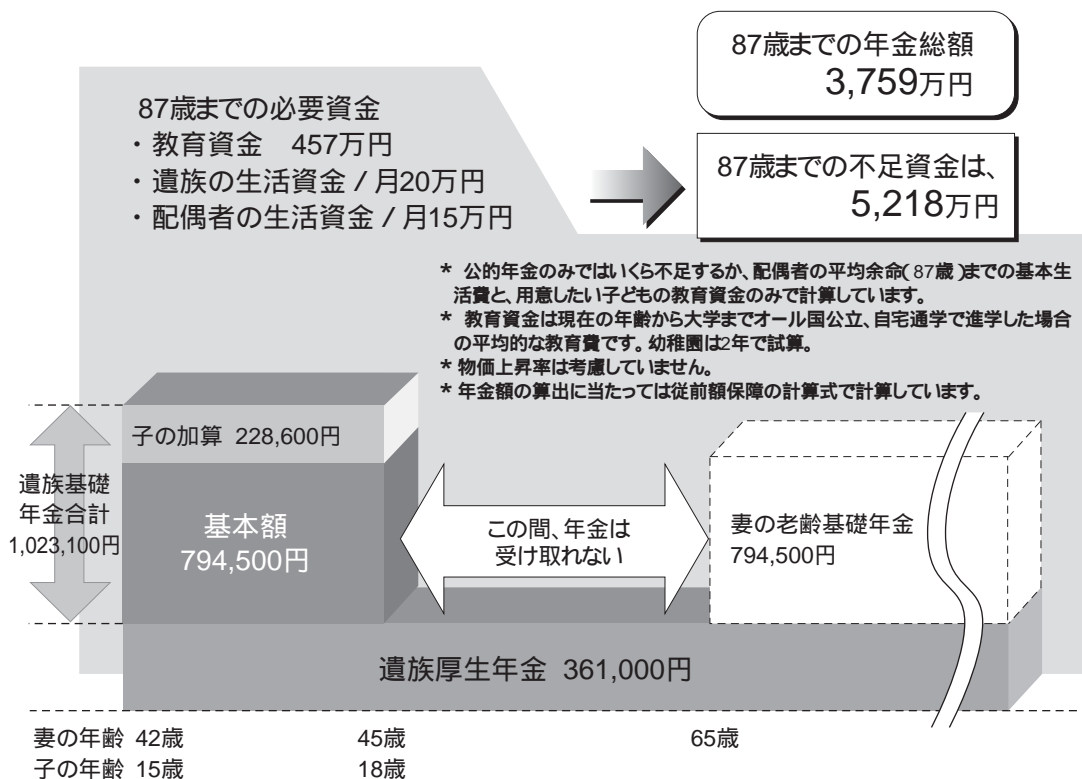
遺族基礎年金

子の加算

遺族厚生年金

野村さんの場合、厚生年金、国民年金、学生期間(カラ期間)を合算すると25年以上になるので妻に遺族厚生年金が支給されます。
国民年金からは子が18歳になるまで遺族基礎年金と子の加算分が支給されます。
妻が65歳になると妻自身の老齢基礎年金が支給されます。
厚生年金の加入期間が20年未満のため中高齢の寡婦加算は受けることができません。
そのため残された妻は子が18歳以降65歳になるまで遺族厚生年金だけしか受取れないこととなります。
遺族厚生年金の額は、実際の加入月数(180月)で計算されます。

配偶者が受給できる年金と不足資金



野村さんの遺族厚生年金の受給額

平成15年3月以前の厚生年金加入時の平均標準報酬月額35万円 加入月数180月
 $35万円 \times 7.50/1000 \times 180月 \times 1.031 \times 0.988 \times 3 / 4 = 360,976円 \quad 361,000円$

年金収入(遺族年金と配偶者の老齢年金)

遺族基礎年金額は初年度の受給額

年金種類	年額	受取総額(87歳まで)
・遺族基礎年金	1,023,100円	3,069,300円
・遺族厚生年金	361,000円	16,245,000円
・妻の老齢基礎年金	794,500円	18,273,500円